

平成31年3月15日

国立市議会議長 大和 祥郎 様

提出者 尾張美也子

〃 中川喜美代

〃 重松 朋宏

〃 藤江 竜三

〃 藤田 貴裕

〃 稗田美菜子

議案の提出について

議員提出第 1 号議案

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上ります。

また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから23年が経過しましたが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判では見出すことは困難とされ、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねました。しかしながら今日に至るまで議論が進まない状況にあります。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど不都合をこうむる人が一定数いることも事実です。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国および国会の責務であると考えます。

よって、国立市議会は国および政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

平成31年3月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣